

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直通	072-228-7907
内線	5250
F A X	072-228-8823

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職員の出勤抑制の実施について

堺市では、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全庁をあげて取り組んでいますが、大阪府域においては、同感染症の急速な拡大が懸念されており、昨日、緊急事態宣言も発出されたところです。

そうした状況を踏まえ、感染拡大の防止を図る観点から、下記のとおり、テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得等により、本日令和2年4月8日（水）から当面の間、全体として2割以上の職員が職場に出勤していない状況となるよう、職員の出勤抑制を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、今後さらなる出勤抑制を行う事態や危機対応部署等への応援体制の構築も想定されることから、引き続き業務の実施体制の検討を進めていきます。

### 記

#### 1 実施期間

令和2年4月8日（水）から当面の間とします。

#### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症など危機事象に対応する職員を除く全職員

#### 3 職場に出勤しない職員（休暇取得者等を除く。）に従事させる業務

- (1) 庁内 LAN の庁外アクセス機能を使用したテレワーク業務
- (2) 個人情報・機密情報を含まない資料作成や、紙媒体の資料を用いた業務知識の習得等（庁内パソコンの持ち帰りも可能とする。）